

7回
令和7年第 総 会
7月

白井市農業委員会会議録

令和7年7月4日 開会

令和7年7月4日 閉会

白 井 市 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年7月4日午後4時00分に白井市農業委員会を白井市役所に招集した。

★出席委員は次のとおり★

会 長	中 村 教 雄
会長代理	齊 藤 和 博
1 番	海老原 菊 夫
2 番	増 田 道 恵
3 番	山 崎 正 司
4 番	中 嶋 健 次
5 番	五十嵐 玲 子
7 番	岩 井 聡 明

農地利用最適化推進委員の出席は次のとおり

1. 山 崎 操 夫
2. 石 井 修 一
3. 小 林 幸 子
4. 押 田 勝 巳
5. 秋 谷 裕 一
6. 松 丸 敏 雄
7. 伊 藤 治
8. 秋 本 善 久

傍聴者 0名

本日の議案は下記のとおり

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について

報告・協議事項等

(1) 届出等事務局長専決決裁報告について

(2) その他

8月の事前審査会、総会の日程について

- ・申請受付締め切り 7月22日火曜日
- ・事前審査会（案） 7月29日火曜日
第2班 午前9時から 本庁舎2階 災害対策室2
- ・総 会（案） 8月 5日火曜日
午後4時00分から 本庁舎2階 災害対策室2・3

午後4時00分委員定数9名中8名出席したので議長が開会を宣言した。

中 村 会 長 皆さん、こんにちは。

今日、東海地方が梅雨明け宣言が出たそうなのですが、まだ関東においては梅雨明けは出ていないということですけれども、異常なほど雨が降らないということで、農作物に被害が出る可能性があると思います。農作物もそうなのですが、皆さんの体のほうにも異変が出るぐらいの温度ですので、気を付けていただきたいと思います。

本日の出席委員は8名により、白井市農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員が過半数に達したため、これより令和7年7月定例総会を開催します。

次に、本日の議事録署名人を指名します。

議事録署名者は、7番岩井聡明委員、1番海老原菊夫委員を指名します。

説明および記録を事務局にお願いいたします。

では、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 事務局の鈴木です。

それでは、1ページを御覧ください。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。

下記のとおり、農地法施行令第1条第1項の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和7年7月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字神々廻字東原の1筆の一部です。

地目は畑。

地積は2,314平方メートルの内1,000平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。

次に、2番、大字神々廻字東原の1筆です。

地目は畑。

地積は1,937平方メートルです。

権利者と義務者は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の副班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 副班長の五十嵐です。

調査報告を申し上げます。

議案番号1番、2番については関連がありますので、一括して報告いたします。

審査資料1番を御覧ください。

当日は権利者御本人が出席されました。

更新地は、市役所から北東へ約3キロメートルに位置しております。

更新地の現状についてですが、休耕している状態です。

進入路につきましては、市道により確保されています。

次に、農地法第3条第2項の許可基準に適合するかについて御報告いたします。

権利者の所有している主な農機具は、トラクターが1台。

労働力は世帯員が2名ですが、主に従事しているのは権利者本人のみです。

年間従事日数ですけれども、360日です。

技術力に関しても、現在、法目にて露地野菜を有機栽培で行っており、問題ないと思われま。

現在借り受けている農地は全て効率的に耕作しており、過去に農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。

また、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても

支障はありません。

以上、全ての調査結果から、本案件は農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考え、許可相当と判断いたします。

以上です。

中 村 会 長 ただいま、事前審査会の副班長より審査内容の報告がございました。
地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1番、2番について、最適化推進委員の山崎操夫委員、お願いいたします。

山崎操夫委員 推進委員の山崎です。

権利者2人に電話して確認しました。耕作をもうしていない土地で、空いている土地なので、やってくれるならありがたいということでした。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告および地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑がある方は挙手をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について採決を行います。

1番、2番について関連がありますので、一括して採決を行います。

許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番、2番を許可することに可決いたします。

続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、2ページを御覧ください。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について。

下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、提出いたします。

令和7年7月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

1番、大字清戸字東割の2筆です。

地目は畑。

地積は、合計で870平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。

次に、2番、大字中字鶴喰の1筆です。

地目は畑。

地積は5,206平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。

次に、3番、大字中字鶴喰の2筆です。

地目は畑。

地積は合計で2,933平方メートルです。

申請人は記載のとおりで、申請事由は賃借権設定によるものです。

以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

中 村 会 長 次に、先般行われました事前審査会の副班長より、審査内容の報告をお願いいたします。

五十嵐玲子委員。

五十嵐玲子委員 副班長の五十嵐です。

調査報告を申し上げます。

審査資料2番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、更新地は市役所より東へ約4キロメートル。

進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の農地の一団のため、第二種農地と判断しました。

転用目的ですが、資材置場です。

次に、一般基準ですが、更新面積は870平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については発生いたしません。

これらのことから、立地基準、一般基準とともに、本案件はなんら問題ないと思われます。

2番、3番も続けて報告いたします。

審査資料3番を御覧ください。

当日の出席者は、権利者の社員、義務者の代理人が出席されました。

まず、立地基準ですが、更新地は市役所より北へ約3キロメートル。

進入路は市道により確保されております。

農地区分としては、10ヘクタール未満の農地の一団のため、第二種農地と判断しま

した。

転用目的ですが、資材置場です。

次に、一般基準ですが、更新面積は8,139平方メートルであり、面積妥当と思われます。

資金の確保については、自己資金にて賄う計画となっております。

汚水排水については発生いたしません。

これらのことから、立地基準、一般基準とともに、本案件はなんら問題ないと思われます。

以上です。

中 村 会 長 ただいま、事前審査会の副班長より審査内容の報告がございました。
地区担当委員の方で補足説明がございましたら、説明をお願いいたします。

1 番について、最適化推進委員の松丸敏雄委員、お願いいたします。

松丸敏雄委員 清戸地区推進委員の松丸です。

内容については、今、副班長さんからの報告があったとおりですが、義務者に電話にて確認を取ることができましたので、報告させていただきます。

この農地については、約20年前に親類から購入した土地だということです。

そのときは、ブルーベリーの栽培を行おうと思って購入したそうですが、自宅から遠いこともありまして、栽培は今まで行っていなかったということです。

管理については、毎年草刈り等を行ってきていまして、ただ、遠いこともあり、かなり管理のほうも難しくなってきたということでした。

今回、条件が合って貸すことになったということです。

以上です。

中 村 会 長 2 番、3 番について、農業委員、山崎正司委員、お願いいたします。

山崎正司委員 農業委員の山崎です。

議案第2号、2 番、3 番について補足説明いたします。

本人に会って話を聞いたところ、2 番の義務者の方は梨栽培をしていましたが、高齢で2年前に栽培をやめてしまいました。

娘さんがおりますが、栽培をするつもりはなく、農地を処分してほしいとのことで、不動産屋に相談したところ、今回の申請に至ったようです。

また、3 番の義務者の方は、両親が生け花用の花卉を栽培していましたが、数年前に亡くなり、放任園状態でした。今回、2 番の義務者の方の申請を聞き、自宅の奥が申請地のため、入り口がなくなってしまうため、一緒に申請したとのことでした。

以上です。

中 村 会 長 事前審査会の報告および地区担当委員の補足説明が終わりましたので、続いて質疑に入ります。

質疑がある方は挙手をお願いいたします。

伊藤 治委員 はい。

中 村 会 長 どうぞ。

伊藤 治委員 推進委員の伊藤です。

3の2と3の4なのですけれども、契約時の賃貸料についてなのですけれども、こちらですと、年の平米当たり280万と160万と書いていますけれども、これは全体でこの値段という形で、平米当たりではないのかなと思うのですけれども、どうでしょうか。

平米当たり280万だと、年間10億ぐらい。

事 務 局 おっしゃるとおり、全体の金額ですね。こちらは訂正いたします。

伊藤 治委員 承知しました。ありがとうございます。

中 村 会 長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

中 村 会 長 では、質疑がないようでございますので、質疑を打ち切り、これより議案第2号農地法第5条の規定による転用許可申請について採決を行います。

1番について、許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、1番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続いて、2番、3番について、関連がありますので、一括して採決を行います。許可相当意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

中 村 会 長 賛成全員です。

議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について、2番、3番を許可相当意見を付して県に進達することに可決いたします。

続いて、報告事項に入らせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 長 それでは、3ページを御覧ください。

報告第1号 専決処分について。

下記のとおり、白井市農業委員会事務局規程第6条第6号の規定により専決処分したので、これを報告いたします。

令和7年7月4日提出。

白井市農業委員会会長、中村教雄。

4ページを御覧ください。

丸1、農地法第5条第1項第6号の規定による届出でございます。

専決処分については以上でございます。

続きまして、表紙に戻っていただきまして、4、報告・協議事項等の括弧2、その他で、8月の事前審査会、総会の日程について申し上げます。

申請の受付締め切りが7月22日火曜日。

事前審査会が7月29日火曜日。

担当は第2班になります。

午前9時から、本庁舎2階、災害対策室2になります。

総会が8月5日火曜日、午後4時から、本庁舎2階、災害対策室2・3になります。

以上でございます。

中 村 会 長 本日の議案につきましては全て終わりました。

慎重なる審議を賜り、ありがとうございました。

委員会会議の顛末を記録し署名捺印する。

白井市農業委員会会長

白井市農業委員会議事録署名人

白井市農業委員会議事録署名人